

2012年10月22日

株式会社みずほ銀行  
株式会社損害保険ジャパン

住宅ローンをお借り入れのお客さま向けの保険  
『8大疾病補償プラス』、『8大疾病補償』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：塚本 隆史、以下「みずほ銀行」）と株式会社損害保険ジャパン（社長：櫻田 謙悟、以下「損保ジャパン」）は、住宅ローンをお借り入れのお客さま向けの保険『8大疾病補償プラス』、『8大疾病補償』（※1）を共同開発し、2012年10月22日よりみずほ銀行店頭にて取り扱いを開始いたしました。

『8大疾病補償プラス』は、お客さまが病気やケガにより働けなくなった場合、毎月のローン返済額を保険金として最長1年間お支払いする「月額返済補償（※2）」と、8大疾病により「月額返済補償」が1年間継続した場合、ローン残債額を保険金として一括してお支払いする「残債一括補償（※3）」の2つの補償を組み合わせた「業界初」の補償内容となっております。

『8大疾病補償』は、8大疾病により働けなくなった場合に限り、「月額返済補償」と「残債一括補償」の2つの補償を提供します。本商品の特長、詳細は別紙1、2、3をご参照ください。

みずほ銀行ならびに損保ジャパンは、引き続き、お客さまに対して魅力のある商品のご提供に努めてまいります。

- （※1）8大疾病：3大疾病（がん、脳卒中、急性心筋こうそく）および5つの生活習慣病（高血圧症、慢性腎不全、慢性膵炎、糖尿病、肝硬変）を指します。
- （※2）月額返済補償：病気やケガにより就業障害（※4）の状態が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合に、毎月のローン返済額を保険金として最長1年間お支払いするものです。なお、「8大疾病補償」の場合は病気やケガのうち、8大疾病のみを対象とします。
- （※3）残債一括補償：8大疾病を原因として、「月額返済補償」が1年間継続した場合に、その時点のローン残債額を保険金として一括してお支払いするものです。
- （※4）就業障害とは、被保険者であるローン債務者が身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態をいいます。

## 本商品の特長

### (1) 充実の補償

住宅ローンをお借り入れいただいたお客さまが、病気やケガにより長期間働けなくなった場合のローン返済を、2つの補償でサポートします。

#### ①補償その1：月額返済補償

病気やケガ(※)により、いかなる業務にも従事できない状態が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合に、毎月のローン返済額を保険金として最長1年間お支払いします。

(※)「8大疾病補償」の場合は病気やケガのうち、8大疾病のみを対象とします。

#### ②補償その2：残債一括補償

8大疾病を原因として、「月額返済補償」が1年間継続した場合に、その時点のローン残債額を保険金として一括してお支払いします。

### (2) 簡単なご加入手続き

ご加入にあたって「医師の診査」は不要です。お客さまの告知のみでご加入いただけます。みずほ銀行で住宅ローンをお借り入れされる方で就業されている方がご加入いただけます。なお、告知の内容によりご加入いただけない場合がございます。

### (3) 年齢に応じた合理的な保険料設定

被保険者(ローン債務者)の年齢等に応じた合理的な保険料設定です。保険料は、毎月ローン引落口座から引き落としさせていただきます。(金利上乗せによる保険料ではございません。)

## 「8大疾病補償プラス・8大疾病補償 商品概要」

## (1) 商品名称

8大疾病補償プラス	債務返済支援特約および特定疾病債務補償保険金支払特約セット団体長期障害所得補償保険
8大疾病補償	債務返済支援特約、特定疾病債務補償保険金支払特約および特定疾病補償特約セット団体長期障害所得補償保険

## (2) 保険の概要

加入プラン		8大疾病補償プラス	8大疾病補償
補償内容	月額返済補償	8大疾病に加えて、8大疾病以外の病気やケガ(※)により、いかなる業務にも従事できない状態が30日間を超えて継続した場合、以後最長1年間のローン月額返済を補償します。 (※)精神病性障害等をのぞきます。	8大疾病により、いかなる業務にも従事できない状態が30日間を超えて継続した場合、以後最長1年間のローン月額返済を補償します。
	残債一括補償	8大疾病を原因として、月額返済補償が1年間継続した場合に、その時点のローン残債額を保険金として一括してお支払いします。	
保険対象期間		融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日(※)の属する月の翌月1日のいずれか遅い日から、ローン完済日の属する月の初日または満81歳到達日の属する月の初日のいずれか早い日までとし、特段のお申し出のないかぎり自動的に継続します。 (※)本保険の申込手続が完了し、引受保険会社(株式会社損害保険ジャパン)が契約の引受けを承諾した日をいいます。	
被保険者		株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を結ぶ住宅ローン債務者ご本人のうちで融資実行日または保険加入承諾日のいずれか遅い日において満20歳以上50歳以下で、かつ健康である方です。過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、就業されていない方は、ご加入いただけません。	
保険料		保険料は月払で、毎月の月末最終日に引き落とされます。なお、月末最終日が休業日の場合は翌営業日となります。 「ローン残高」「毎月・ボーナス月の返済額」「被保険者(ローン債務者)の年齢」等によって決まります。	
共同取扱代理店		株式会社みずほ銀行(幹事代理店) 株式会社トータル保険サービス、ヒューリック保険サービス株式会社	
引受保険会社		株式会社損害保険ジャパン	

補償対象となる病気やケガの範囲

### 8大疾病補償プラス

月額返済補償

8大疾病、および8大疾病以外の病気やケガについて  
ローン返済を最長1年間の補償

残債一括補償

8大疾病について残債額を補償

8大疾病以外の  
病気やケガ(\*)

8大疾病

補償その1  
月額返済補償  
(最長1年間)

8大疾病補償プラスは  
月額返済補償の補償対象に  
「8大疾病以外の病気やケガ」  
をプラスします。

補償その2  
残債一括補償

### 8大疾病補償

月額返済補償

8大疾病についてローン返済を最長1年間の補償

残債一括補償

8大疾病について残債額を補償

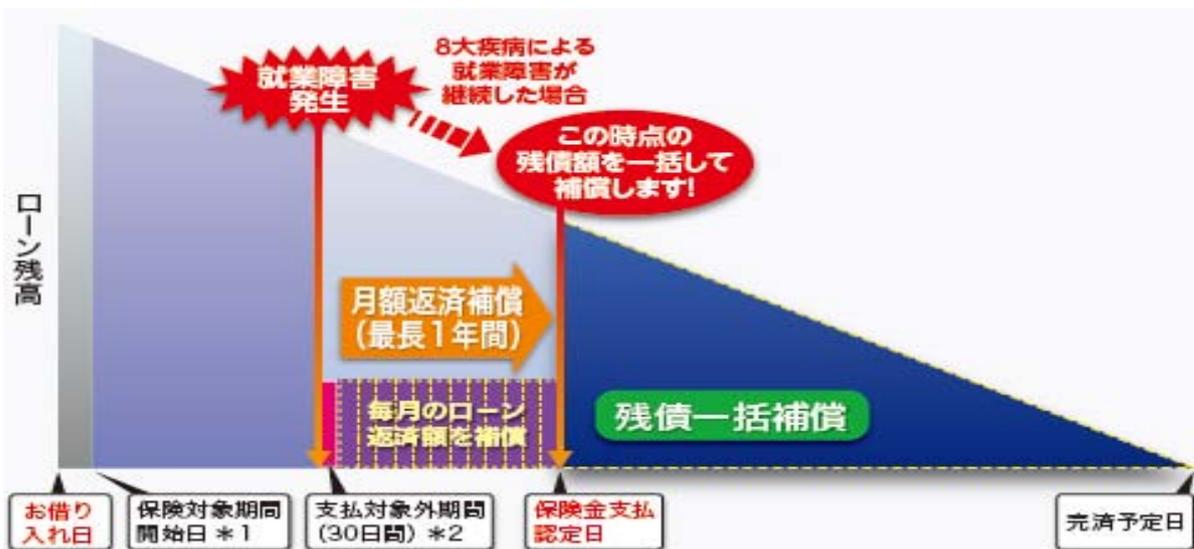
8大疾病

補償その1  
月額返済補償  
(最長1年間)

補償その2  
残債一括補償

(\*)8大疾病以外の病気やケガには、精神病性障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害等、お支払いの対象とならない病気やケガがあります。

月額返済補償と残債一括補償の仕組み



- \*1 保険対象期間の開始日は、融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日からとなります。
- \*2 支払対象外期間は、就業障害発生日から30日間をいい、この期間は保険金お支払いの対象となりません。